

船舶事故調査報告書

平成28年9月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月13日 10時30分ごろ
発生場所	福井県和田港 和田港北防波堤灯台から真方位104° 2,300m付近 （概位 北緯35° 29.5′ 東経135° 35.8′）
事故の概要	水上オートバイタイトジャパーンは、漂流中、また、水上オートバイM.Fは、遊走中、両船が衝突した。 タイトジャパーンは、操縦者が死亡して同乗者が負傷し、右舷船尾側のシートブラケット等に破損を生じ、また、M.Fは、左舷船首防舷材に破損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ タイトジャパーン、0.2トン 250-53584福井、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成20年6月 B 水上オートバイ M.F、5トン未満 253-22190福井、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、62.5kW、平成10年5月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 15歳 操縦免許 なし 同乗者A 男性 15歳 B 操縦者B 男性 15歳 操縦免許 なし C 引率者 男性 51歳 二級小型船舶操船士・特殊小型船舶操船士 免許登録日 平成27年6月26日 免許証交付日 平成27年6月26日 （平成32年6月25日まで有効）
死傷者等	A 死亡 1人（操縦者A）、軽傷 1人（同乗者A）

	B なし
損傷	A 右舷船尾側のシートブラケット及び左舷ハンドル等に破損 B 左舷船首防舷材に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>引率者は、操縦者A、操縦者B及び同乗者Aほか1人を連れて福井県高浜町所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を訪れ、本件マリーナに置いていた知人達が所有する3人乗りのA船及びB船を借り受け、操縦者A、操縦者B等に和田港青戸地区沖で操縦させていた。</p> <p>A船は、操縦者Aが操縦席に、同乗者Aが後部座席にそれぞれ腰を掛け、船首を東に向けて漂泊中、平成27年8月13日10時30分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、操縦者Bが操縦席に腰を掛けて遊走中、A船と衝突した。</p> <p>陸上で本事故の発生に気付いた引率者は、付近を遊走していたプレジャーボートに依頼して負傷した操縦者A及び同乗者Aを本件マリーナに運び、119番へ通報した。</p> <p>操縦者A及び同乗者Aは、救急車により病院に搬送され、操縦者Aが、8月17日外傷性くも膜下出血及び硬膜下血腫で死亡し、同乗者Aが右臀部打撲を負った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>引率者は、操縦者A、操縦者B等が16歳未満であり、特殊小型船舶操縦免許を取得できないので、水上オートバイを操縦させてはならなかった。</p> <p>操縦者A、同乗者A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A 不明、B 不明、C あり A 不明、B 不明、C なし A 不明、B 不明、C なし</p> <p>A船は、和田港において漂泊中、B船と衝突したものと考えられるが、操縦者Aが死亡し、また、同乗者Aから情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者Aの死因は、外傷性くも膜下出血及び硬膜下血腫であった。</p> <p>B船は、和田港において遊走中、A船と衝突したものと考えられるが、操縦者Bから情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、和田港において、A船が漂泊中、B船が遊走中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・特殊小型船舶操縦免許を取得できない者に水上オートバイを操縦させてはならない。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

